

消費者委員会 公共料金等専門調査会 第 10 回電力託送料金に関する調査会（令和2年8月 24 日開催）における専門委員・オブザーバーの主な個別意見の概要（託送料金制度改革の詳細設計に関わるものに限る）

令和2年9月14日
内閣府消費者委員会事務局

※消費者委員会 公共料金等専門調査会 第 10 回電力託送料金に関する調査会における委員・オブザーバーの発言を、消費者委員会事務局が適宜要約・整理したもの。詳細は、議事録を参照されたい。

※専門委員・オブザーバーの個別意見であり、電力託送料金に関する調査会、公共料金等専門調査会及び消費者委員会の全体として取りまとめた意見ではない。

※託送料金制度改革（レベニューキャップ制度）の詳細設計に関するものを抜粋した。

1. 託送料金制度改革について

- 投資が必要十分で効率的・合理的なものであるのかの判断について、どの程度の仕組みを設けて厳格にかつ柔軟に対応できるのか、議論を十分に尽くしていただきたい。
- 対象となる事業者において、規制に対応し、コストを効率化するインセンティブが最大に機能するように、規制に伴って事業者に生じる様々な取引コストも考慮して、制度設計を検討してもらいたい。
- コスト効率化分について、需要家にきちんと還元されるように検討してもらいたい。
- コスト効率化インセンティブを確保する一方で、安定供給を確保する仕組みの検討も重要である。
- 規制期間の設定について、近年、事態の急変が多いことや、収入上限改定までに要する準備期間も踏まえて検討されるべきである。
- 料金算定に係るルールにおいて、例えば電圧別の配賦方法等で声の大きくない低圧の需要家へしわ寄せが来ることがないように、きちんと担保できるような形にしてもらいたい。
- 外生的な費用変動について、期中または翌期に収入上限に反映する等の仕組み

みの導入が検討されるということだが、その際には、例えば、調整力費用といっても具体的にどのようなものが対象となるのか、公租公課や調整力費用以外に具体的にどのような費用を対象とすべきかが重要である。

- ロスシェアをするとした場合に、どのような場合にどのようにシェアするのかについては、消費者利益の観点から不利にならないよう検討してもらいたい。

2. その他

- 詳細設計について、決定過程の透明性及び消費者の参画の機会等が確保されるようにし、また、消費者委員会側の意見を反映する機会が失われることがないように対応してもらいたい。